



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

人事委員会事項

- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 1
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 1
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 11
- 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則 12
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 12
- 農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則 12
- 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 13
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 14
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 15
- 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 16

人事委員会事項

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県人事委員会
委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第7号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同条第6号中「水産海洋研究センター」を「水産海洋技術センター」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第7号を第6号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条中「、福祉保健所、保健所、衛生環境研究所」を「、衛生環境研究所、福祉保健所、保健所」に改める。

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県人事委員会
委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第8号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の行政職給料表級別標準職務表の備考中「秘書広報統括監」を「秘書広報交流統括監」に改め、

「、新石垣空港統括監」を削る。

別表第6の公安職給料表初任給基準表中「1級1号給」を「1級3号給」に改める。

別表第7の行政職給料表昇格時号給対応表中

57	56	56	55
57	57	56	56
57	57	56	56
57	57	56	56
57	57	57	56
58	57	57	56
58	57	58	57
58	58	58	57
58	58	59	57
58	58	59	57
59	58	60	57
59	58	60	58
59	58	61	58
59	59	61	58
59	59	62	58
60	59	62	58
60	59	63	59

69	68	51	50	33	32
70	69	51	50	33	33
71	69	52	51	34	33
72	70	52	51	34	33
73	70	53	51	35	33
74	71	54	51	35	34
75	71	55	52	36	34
76	72	56	52	36	34
77	72	57	52	37	34
78	73	58	52	37	35
79	73	59	53	38	35
80	74	60	53	38	35
81	74				

82
83
84
85

75
75
76
77

61
62
63
64
65

53
53
54
54
55

39
39
40
40
41

35
36
36
36
37

29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37

を

28
28
29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
31
31
32
32
33

に改め、別表第7の公安職給料表昇格時号給対応表中

101
101
102
102
103
103
104
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113

を

100
100
100
100
100
100
100
100
101
101
101
101
101
101
101
101
101

69
70
71
72
73
73
74
74

を

68
68
68
68
69
69
69
69

に、

69
70
71
72
73
74
75
76
77

を

68
69
69
70
70
71
71
72
72

に、

53
54
55
56
57
58
59
60

を

52
53
53
53
53
54
54
54

に、

に、

75
75
76
76
77
78
79
80
81

69
70
70
70
70
70
71
71
71

78
79
80
81
82
83
84
85

73
74
75
76
77
78
79
80

61
62
63
64
65
65
66
66
67

54
55
55
55
55
56
56
56
57

49
50
51
52
53
53
54
54
55
55
56
56
57
58
59
60
61

を

48
48
49
49
49
50
50
50
51
51
51
52
52
53
53
53

に、

31
31
31
32
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37

を

30
31
31
31
31
31
32
32
33
33
33
34
34
35

に改め、別表第7の海事職給料表昇格時号給対応

41
41
41
41
42

40
40
41
41
41

47
47
48
48
49

46
46
46
47
47

27
27
27

26
27
27

表中	42	を	41	に、	50	を	47	に、	28	を	27	に改め、別表
	42		41		51		47		28		27	
	42		41		52		47		28		28	
	43		42		53		48		29		28	
	43		42		54		48		29		28	
	43		42		55		48		29		28	
	43		42		56		48		30		29	
	44		42		57		48		30		29	
	44		42		58		49		30		29	
	44		43		59		49		31		30	
	44		43		60		50		31		30	
	45		43		61		51					

第7の教育職給料表(1)昇格時号給対応表中

55	を	54	に、	65	を	64	に、
55		54		65		64	
55		55		66		64	
55		55		66		64	
56		55		67		64	
56		55		67		64	
56		55		68		64	
56		55		68		64	
57		56		69		65	
57		56		69		65	
57		56		70		65	
58		56		70		65	
58		56		71		65	
58		56		71		65	
59	57	72	65				
59	57	72	65				
59	57	73	65				

31
31

30
30

32
32
33
33
33
34
34
34
34
35
35
35
36
36
36
37

を

31
31
31
32
32
32
33
33
33
34
34
34
35
35
35

に改め、別表第7の教育職給料表(2)昇格時号給対応表中

94
94
95
95
96
96
97

を

93
94
94
94
95
95
95

に、

59
59
60
60
61
61
61
61
62
62
62
62
62
62
63
63
63
63

を

58
58
59
59
59
59
59
60
60
60
60
61
61
61
61
62
62

に、

34
35
36
37

を

33
34
34
35

に改め、別表第7の教育職給料

64 63

91	75
91	75
92	76
92	76
93	77
94	77
95	78
96	78
97	79
98	79
99	80
100	80
101	81
101	81
102	82
102	82
103	83

90	74
91	74
91	75
91	75
92	75
92	75
92	76
93	76
93	76
94	76
95	77
96	77
97	77
98	77
99	78
100	78
101	79

21
22
23
24
25
25
26
26
27
27
28
28
29
29
30
30
31

20
20
21
21
21
22
22
22
23
23
24
24
25
25
26
26
27

表(3)昇格時号給対応表中

を

に、

を

に改め、別

表第7の研究職給料表昇格時号給対応表中

40
40
40
41
41
41
42
42
42
43
43
43
44

40
40
40
40
40
41
41
41
41
41
42
42
42

44
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48

43
44
44
44
44
45
45
45
45
46
46

を

に、

を

に改

44	42	49	47
44	42	49	47
45	43	50	48
45	43	50	48
46	43	51	49
46	43		
47	43		

29	28	49
29	28	49
29	29	49
30	29	50
30	29	50
30	30	50
31	30	51
31	30	51
31	31	51
32	31	52
32	31	52
32	32	52
33	32	53
33	32	53
34	33	54
34	33	54
35	33	55

め、別表第7の医療職給料表(1)昇格時号給対応表中

を に、 を

48	43	42
48	43	42
49	44	43
49	44	43
49	45	43
49	45	43
49	46	44

50	に、	46	を	44
50		47		44
50		47		44
50		48		45
50		48		45
51		49		45
51		49		45
51		50		46
51		50		46
51		51		47

に改め、別表第7の医療職給料表(2)昇格時号給対応表中

62	を	61	に、	75	を	74	に、	49	を	48	に、	41
62		62		75		74		49		48		41
62		62		76		74		49		49		42
62		62		76		74		50		49		42
62		62		77		74		50		49		43
62		62		77		74		50		49		43
63		62		78		74		51		49		44
63		62		78		74		51		49		44
63		63		79		74		51		50		45
63		63		79		74		52		50		45
63		63		80		74		52		50		46
64		63		80		74		52		50		46
64		63		81		74		53		50		47
64		63		81		74		53		50		47
64		64		82		74		54		51		48
64	64	82	74	54	51	48						
65	64	83	74	55	51	49						

40	に、	27	を	26
41		27		27
41		27		27

41	28	27
42	28	27
42	28	28
42	29	28
42	29	28
43	30	28
43	30	29
43	31	29
43	31	29
44	32	30
44	32	30
44	33	31
45		

に改め、別表第7の医療職給料表(3)昇格時号給対応表中

92	91	93	92	69	68	43
92	92	94	92	70	68	43
92	92	95	93	71	69	43
93	92	96	93	72	69	44
93	92	97	93	73	69	44
93	93	98	94	73	69	44
94	93	99	94	74	70	44
94	93	100	94	74	70	45
94	93	101	95	75	70	45
95	94	101	95	75	70	45
95	94	102	95	76	71	45
95	94	102	96	76	71	46
96	94	103	96	77	71	46
96	94	103	96	78	71	46
96	95	104	97	79	72	47
96	95	104	97	80	72	47
97	95	105	97	81	73	47

を

42
43
43
43
43
44
44
44
44
44
45
45
45
46
46

に改める。

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県人事委員会
委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第9号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表2種の項中「秘書広報統括監」を「秘書広報交流統括監」に、「建築都市統括監 新石垣空港統括監」を「建築都市統括監」に、「農林水産振興センターの所長 農業研究センターの所長 福祉保健所（南部福祉保健所及び中部福祉保健所に限る。）の所長 土木事務所（北部土木事務所、中部土木事務所及び南部土木事務所に限る。）の所長 県立芸術大学の事務局長 県立看護大学の事務局長」を「福祉保健所（南部福祉保健所及び中部福祉保健所に限る。）の所長 農林水産振興センターの所長 農業研究センターの所長 土木事務所（北部土木事務所、中部土木事務所及び南部土木事務所に限る。）の所長 県立看護大学の事務局長 県立芸術大学の事務局長」に改め、同表3種の項中「課長（県立芸術大学及び県立看護大学の課長を除く。） 消防学校の校長」を「課長（県立看護大学及び県立芸術大学の課長を除く。）」に、「海洋深層水研究所の所長 畜産研究センターの所長 森林資源研究センターの所長 水産海洋研究センターの所長 工業技術センターの所長」を「衛生環境研究所の所長 動物愛護管理センターの所長」に、「計量検定所の所長」を「計量検定所の所長 食肉衛生検査所の所長」に、「衛生環境研究所の所長 動物愛護管理センターの所長 食肉衛生検査所の所長」を「畜産研究センターの所長 森林資源研究センターの所長 水産海洋技術センターの所長 海洋深層水研究所の所長」に、「林業事務所の所長 水産業改良普及センターの所長」を「林業事務所の所長」に、「大阪事務所の所長」を「大阪事務所の所長 工業技術センターの所長 工芸振興センターの所長 土木事務所（宮古土木事務所及び八重山土木事務所に限る。）の所長」に、「下水道管理事務所の所長 土木事務所（宮古土木事務所及び八重山土木事務所に限る。）の所長 新石垣空港建設事務所の所長」を「下水道管理事務所の所長」に、「若夏学院の院長」を「若夏学院の院

長 消防学校の校長」に、「県立芸術大学の学部長、学生部長、附属図書・芸術資料館長及び附属研究所長 県立看護大学の学部長、学生部長及び附属図書館長」を「県立看護大学の学部長、学生部長及び附属図書館長 県立芸術大学の学部長、学生部長、附属図書・芸術資料館長及び附属研究所長」に改め、同表第4種の項中「広報監 行政管理監」を「広報監」に、「財政企画監 企画総務監」を「財政企画監」に、「港湾開発監 都市モノレール事業監」を「港湾開発監」に、「行政情報センター室長 保育対策室長 全国豊かな海づくり大会推進室長 旅券センター室長」を「旅券センター室長 行政情報センター室長 保育対策室長 都市モノレール室長」に、「広域調査総括 税務総括 総務企画総括 作物環境総括 出納管理総括 福祉総括 保健総括」を「出納管理総括 広域調査総括 税務総括 福祉総括 保健総括 総務企画総括 作物環境総括」に、「水産海洋研究センター支所の支所長」を「水産海洋技術センター支所の支所長」に改め、別表第3項の表4種の項中「技術調整監 人事管理監」を「福利厚生監 技術調整監 県立学校人事管理監 小中学校人事管理監」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第10号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「水産海洋研究センター石垣支所」を「水産海洋技術センター石垣支所」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第11号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「前条各号」を「第8条各号」に改める。

別表第1研究職給料表の項中「水産海洋研究センター石垣支所」を「水産海洋技術センター石垣支所」に改め、同表の備考1中「秘書広報統括監」を「秘書広報交流統括監」に改め、「新石垣空港統括監」を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第12号

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正す

る。

第2条第1項第3号中「水産業改良普及センター」を「水産海洋技術センター」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県人事委員会
委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第13号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表中	伊江村字東江前	伊江村字東江前38番地（北部農林水産振興センター伊江村駐在）	1	を
		伊江村字東江前38番地（北部家畜保健衛生所伊江村駐在）		
	伊江村字東江前	伊江村字東江前38番地（北部農林水産振興センター伊江村駐在）	1	に、
	多良間村字仲筋	多良間村字仲筋99番地2（宮古農林水産振興センター多良間村駐在）	6	を
		多良間村字仲筋99番地2（宮古家畜保健衛生所多良間村駐在）		
	多良間村字仲筋	多良間村字仲筋99番地2（宮古農林水産振興センター多良間村駐在）	6	に、「宮古島警察
署佐良浜駐在所」を「宮古島警察署伊良部交番」に、				
	宮古島市伊良部字伊良部	宮古島警察署仲地駐在所	4	を
	宮古島市伊良部字長浜	宮古島警察署伊良部交番		
	宮古島市伊良部字伊良部	宮古島警察署仲地駐在所	4	に、
	竹富町字南風見	竹富町字南風見201番地先（八重山土木事務所西表駐在）	4	を
		八重山警察署大原駐在所		

竹富町字南風見	八重山警察署大原駐在所	4	に、「水産海洋研
究センター石垣支所」を「水産海洋技術センター石垣支所」に、			
	八重山土木事務所 新石垣空港建設事務所 八重山警察署石垣空港警備派出所		を
	八重山土木事務所		に、
石垣市字白保	新石垣空港建設現場事務所 八重山警察署白保駐在所		を
石垣市字白保	八重山警察署白保駐在所 八重山警察署石垣空港警備派出所		に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の特勤勤務手当等に関する規則の規定中八重山警察署石垣空港警備派出所に係る部分は、平成25年3月7日から適用する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県人事委員会
委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第14号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。
別表第1保健所の項中「、中央保健所」を削り、同表中

農業大学校	農業教育指導の業務に従事することを本務とする職員	1.5	を
農業大学校	農業教育指導の業務に従事することを本務とする職員	1.5	に改める。
工芸振興センター	工芸に関する製品開発の支援及び技術指導の業務に従事することを本務とする職員	1.5	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の給料の調整額に関する規則別表第1工芸振興センターの項に掲げる職員のうち、職員の任用に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第3号）第4条の規定による試験の結果により採用された職員以外の者で、この規則の施行の日前において商工振興課に勤務し、研究職給料表の適用を受けたことがある職員に対する改正後の給料の調整額に関する規則別表第1工芸振興センターの項の規定の適用につい

ては、同項中「1.5」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「2.5」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「2」とする。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第15号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和48年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中「秘書広報統括監」を「秘書広報交流統括監」に、「建築都市統括監 新石垣空港統括監」を「建築都市統括監」に、「広報監 行政管理監」を「広報監」に、「財政企画監 企画総務監」を「財政企画監」に、「検査指導監 都市モノレール事業監」を「検査指導監」に、「保育対策室長 全国豊かな海づくり大会推進室長」を「保育対策室長」に、「旅券センター室長」を「旅券センター室長 都市モノレール対策室長」に、「行政改革推進課の班長」を「行政管理課の班長」に、「人事課の主幹」を「人事課の主幹 行政管理課の主幹」に、「行政改革推進課の主査」を「行政管理課の主査」に、「行政改革推進課の主任及び主事（いずれも企画に関する事務を行う者に限る。）」を「行政管理課の主任及び主事（いずれも企画に関する事務を行う者に限る。）」に、

福 祉 保 健 所	所長 福祉総括 保健総括 総務企画班の班長
中 央 保 健 所	所長 総務班の班長

を

福 祉 保 健 所	所長 福祉総括 保健総括 総務企画班の班長
-----------	-----------------------

に、「水産海洋研究セン

ター」を「水産海洋技術センター」に、

南部林業事務所	所長 組織定数担当の主幹
水産業改良普及センター	所長

を

南部林業事務所	所長 組織定数担当の主幹
---------	--------------

に、

工業技術センター	所長 企画管理班の班長
----------	-------------

を

工業技術センター	所長 企画管理班の班長
工芸振興センター	所長

に、

	下水道管理事務所	所長 庶務班の班長
	新石垣空港建設事務所	所長 用地総務班の班長

を

		下水道管理事務 所	所長 庶務班の班長		に改め、
--	--	--------------	-----------	--	------

同表教育庁の項中「教育企画監」を「教育企画監 福利厚生監」に、「人事管理監」を「県立学校人事管理監 小中学校人事管理監」に、「総務課の総務班の班長及び給与制度班の班長」を「総務課の総務班の班長及び財務班の班長」に、「財務課の財務班の班長」を「学校人事課の給与制度班の班長」に、「総務課、県立学校教育課及び義務教育課の人事、給与、サービス、組織又は定数担当の主幹」を「総務課及び学校人事課の人事、給与、サービス、組織又は定数担当の主幹」に、「総務課、県立学校教育課及び義務教育課の人事、給与、サービス、組織又は定数担当の主査」を「総務課及び学校人事課の人事、給与、サービス、組織又は定数担当の

主査」に、

埋蔵文化財セン ター	所長		を
---------------	----	--	---

「

埋蔵文化財セン ター	所長 副参事		に改める。
---------------	--------	--	-------

」

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県人事委員会
委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第16号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（平成19年沖縄県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（海上業務手当）

第3条の2 条例第7条第2項の人事委員会規則で定める作業は、海上保安庁長官及び警察庁長官が告示する離島を定める告示（平成24年警察庁・海上保安庁告示第1号）18の項に掲げる区域並びにそれに接する領海及び接続水域において行う作業とする。

第8条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 水産海洋技術センター

第8条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第11条中「条例第17条第1項第4号」を「条例第17条第1項第5号」に改める。

第14条に次の1項を加える。

2 条例第22条第2項第2号の人事委員会規則で定める作業は、牛のと殺の作業とする。

第15条第1項中第2号から第7号までを削り、第8号を第2号とし、第9号を第3号とし、第10号を第4号とし、同号の次に次の4号を加える。

(5) 農業研究センター

(6) 畜産研究センター

(7) 森林資源研究センター

(8) 水産海洋技術センター

第15条第1項中第11号を第9号とし、第12号から第19号までを2号ずつ繰り上げ、第20号の前に次の2号を加える。

(18) 工業技術センター

(19) 工芸振興センター

第16条第1項中第14号を削り、第15号を第14号とし、同条第3項第7号を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総 務 私 学 課
電 話 098-866-2074

印 刷 所 有 限 会 社 金 城 印 刷
〒901-0305 糸 満 市 西 崎 町 五 丁 目 9 番 16 号